



犯罪被害を未然に防ぐため 防犯対策用品の購入・設置費用の一部を 補助します！

前橋市住まいの防犯対策用品購入補助事業



対象者

前橋市に住民登録があり、市税の滞納が無い世帯
※1世帯につき申請は1回までとさせていただきます。
※法人や自治会等の団体は対象外です。

補助対象品目

※**令和7年10月1日（水）**以降に、**前橋市内の店舗**にて**新品**で**購入**したものに限ります。
※購入前に、必ず補助対象品目の定義・要件を確認してください。

家庭用防犯カメラ	犯罪の抑止を目的として屋外に設置され、継続的に撮影している録画機能付きのカメラ
人感センサー付ライト	人など（赤外線や熱、光、振動、磁力等）に反応して、自動的に一定の時間照らすもの
録画機能付インターホン	訪問者の姿を映像で確認・録画（動画・静止画の別を問わない）できるもの
防犯アラーム	ドア（引戸、窓など）に取り付け、侵入者がドアなどを開けるとアラームが鳴り異常を知らせるもの
防犯フィルム	窓ガラスに貼ると割れにくくなるフィルム
補助錠	主鍵の他に、玄関ドア、窓枠などに取り付ける補助的な鍵



補助額

上記「補助対象品目」の購入及び設置に要した費用の2分の1
補助上限額は2万円（千円未満は切捨て）

※購入に際して店舗等のポイントを利用した場合は、ポイント利用分を差し引きます。

申請期間

令和7年11月4日（火）～ 令和8年2月13日（金）

※先着順となり、**申請額が予算額に達した時点で終了**となります。

《受付方法毎の注意事項》

郵送：令和7年11月4日（火）以降の消印が有効

窓口：令和7年11月4日（火）午前9時から受付開始

共生社会推進課…前橋市議会庁舎1階

支所…大胡・宮城・粕川・富士見各支所の地域振興課窓口

市民SC…城南支所及び市内の市民SC（10施設）窓口

電子（LoGoフォーム）：令和7年11月4日（火）午前9時から専用の申請窓口開設



申請書等DL



電子申請
（LoGoフォーム）



受付の流れ

《STEP ①》

防犯対策用品購入前に、ホームページに掲載されている「補助対象品目一覧」や「Q & A」を読み、これから購入しようとしている用品が補助対象品目かどうかを確認してください。



ホームページ

※「補助対象品目一覧」や「Q & A」を読んでも不明な点等ある場合は、共生社会推進課（直通：027-898-5839）までお問い合わせください。

《STEP ②》

前橋市内の店舗で、対象品を購入し、**領収書**（申請者氏名、購入日、品名等が記載され、補助の対象品であることがわかるもの）を忘れずにもらってください。

《STEP ③》

交付申請書兼実績報告書、補助金交付請求書、誓約書兼同意書に必要事項を記入の上、下記の添付書類とあわせて申請してください。

なお、電子（LoGoフォーム）申請をする場合は、表ページに記載されている二次元コードを読み込み、専用ページから申請してください。

- (1) 領収書の原本（電子申請の場合は写しでも可）
- (2) 補助金振込先の金融機関の預金通帳やWeb通帳などの口座名義、口座番号などがわかるページの写し

※申請期間中でも、予算額に達した時点で受付終了となりますのでご注意ください。

※領収書で対象品の品名等明細が確認できない場合、購入した対象品の保証書など品目や型番がわかるものの写しを忘れずに添付してください。

《STEP ④》

受付書類を審査後、内容に不備がなければ決定通知書を送付して、その後申請のあった口座に送金します。